

2. 会長あいさつ

会 長

(会長あいさつ)

職務代理

活動日誌の件ですけれども、農地が動かなければ書くことがないような書式になっています。活動日誌を書くようにということ、それをしなければ交付金を給付しない云々と言っていましたけれども、一律に本当にそれでいいのかと思うということを意見として出してもらいたいです。以前の研修会で、ある人が言っていましたように、企業であっても農地を持たせてもよいという国の方針ですけれども、そういうことも含めて、農業委員の仕事について考えなければいけないのではないかという気がしますので、そういうことも上に上げるよう言っておられましたので、そういう意見も町村からも出していただきたいと思います。

3. 議事録署名委員の決定

会 長

議事録署名委員の決定です。今回は、3番の藪田委員と4番の盛田委員でお願いします。

4. 報告事項

会 長

報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和4年4月12日から5月12日までの行事等についてです。まず4月12日ですが、令和4年度第1回農業委員会定例会を開催しました。14日に、市町村農業委員会新任職員等基盤研修会がweb形式で開催されました。27日ですが、農林水産省ガイドライン通知に係る成果目標設定・活動記録簿の作成等に関する意見交換会が鳥取市で開催されました。そしてこの1か月間で、利用権設定等申出書を12件、合意解約申出書を6件、農地法第3条の3第1項の規定による届出書を1件、非農地証明申請書を1件受理しました。

会 長

只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

伊井野委員

4月27日の意見交換会の中で、意見等は活発に出ましたか。

事務局 農地利用最適化交付金の給付となる要件を踏まえ、農業委員さんには、とにかく相談であれ見廻りであれ、活動記録をつけるようにしましょうと促したという意見がほとんどでした。また、目標の設定等につきましては、5月の農業委員会総会に諮って決定していただくという市町村がほとんどでした。

会長 報告第2号、合意解約申出について、事務局よりお願いします。

事務局 報告第2号、合意解約申出についてです。

1件目の届出に係る農地は大字高野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は743㎡です。賃貸人は鳥取市の〇〇〇〇、賃借人は若桜町大字高野の〇〇〇〇です。解約の理由は、高齢のため農作業に従事できないというものです。合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引渡の時期は、いずれも令和4年3月12日です。なお、次の借受人は〇〇〇〇で、今回の利用権設定等申出の審議をしていただく予定としております。

2件目の届出に係る農地は大字湯原の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は1,071㎡です。賃貸人は若桜町大字湯原の〇〇〇〇、賃借人は若桜町大字長砂の〇〇〇〇です。解約の理由は、賃借人の変更のためというものです。合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引渡の時期は、いずれも令和4年5月6日です。

3件目の届出に係る農地は大字長砂の田2筆で、2筆の合計面積は1,416㎡です。賃貸人は若桜町大字赤松の〇〇〇〇、賃借人は若桜町大字長砂の〇〇〇〇です。解約の理由は、こちらも賃借人の変更のためというものです。合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引渡の時期は、いずれも令和4年5月6日です。

4件目の届出に係る農地は大字長砂の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は1,439㎡です。賃貸人は若桜町大字長砂の〇〇〇〇、賃借人は若桜町大字長砂の〇〇〇〇です。解約の理由は、こちらも賃借人の変更のためというものです。合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引渡の時期は、いずれも令和4年5月6日です。

5件目の届出に係る農地は大字長砂の田2筆で、2筆の合計面積は3,873㎡です。賃貸人は島根県松江市の〇〇〇〇、賃借人は若桜町大字長砂の〇〇〇〇です。解約の理由は、こちらも賃借

人の変更のためというものです。合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引渡の時期は、いずれも令和4年5月6日です。

6件目の届出に係る農地は大字長砂の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は2,284㎡です。賃貸人は若桜町大字湯原の〇〇〇〇、賃借人は若桜町大字長砂の〇〇〇〇です。解約の理由は、こちらも賃借人の変更のためというものです。合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引渡の時期は、いずれも令和4年5月6日です。

会 長 これらは私の担当区域です。これまでは賃借人が作っておられたのですが、本当は集落内だけにしたいようでして、これ以上は増やせないということです。このたび、これらを若桜町の法人に作ってもらうということになるようです。
只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (意見等なし)

会 長 報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局よりお願いします。

事務局 報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

届出に係る農地は大字高野の田2筆と畑2筆で、4筆の合計面積は1,295㎡です。権利を取得したのは鳥取市の〇〇〇〇です。権利を取得した日は令和2年12月14日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類及び内容は所有権です。農業委員会による斡旋等の希望がございまして、使用貸借権の設定を希望されます。

会 長 担当委員から、何かありますか。

盛田委員 相続人が〇〇〇〇に頼む所は、細長い所です。通常でしたら若桜町の農業法人がされる所なのですが、〇〇〇〇の隣にその田があり、ここは〇〇〇〇がされるほうがいいのではないかと、〇〇〇〇にお願いしたということです。また、先ほどの合意解約申出に係りますが、

5. 付議事項

- 前の賃借人も快諾されたのですけれども、前の賃借人は高齢のため、もう限界ということで、こういう措置を取られたということです。
- 会 長 只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
- 委 員 (意見等なし)
- 会 長 付議事項です。議案第1号、利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。
- 事務局 議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。
1件目の申請に係る農地は大字若桜の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,722㎡、設定の内容は更新です。貸付人は若桜町大字高野の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。
- 会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。
- 伊井野委員 借受人にお願いされているのですけれども、特に問題はないと思います。
- 会 長 この件について、質問、意見等はありませんか。
- 委 員 (異議等なし)
- 会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局	<p>2件目の申請に係る農地は大字高野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は743㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字高野の〇〇〇〇です。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。</p> <p>3件目の申請に係る農地は、こちらも大字高野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は667㎡、設定の内容は更新です。貸付人は若桜町大字高野の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これらも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。</p>
会長	これらの件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。
盛田委員	2件目ですが、5年間は大丈夫だろうと思います。3件目は、〇〇〇〇が借受人ですし、特に問題はないと思います。現地を見ましたが、2件目の農地は未整備田で、大型のトラクターは入りづらく、軽トラックがやっと入る程度です。
会長	これらの件について、質問、意見等はありませんか。
委員	(異議等なし)
会長	意見等がないので、申請どおり決定します。 次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。
事務局	4件目の申請に係る農地は大字浅井の田2筆と大字屋堂羅の田2筆で、4筆の合計面積は4,097㎡です。農振区分は4筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字屋堂羅の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人です。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと

考えられます。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

小林委員 再設定ということです。貸付人は通院中ということですので、息子さんに連絡を取りまして話を聞きましたところ、自分で作る気はなく、借受人に管理をお願いしたいということでした。借受人にも確認しましたし、問題ないと思います。

伊井野委員 大字屋堂羅の田も同様です。

会 長 この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (異議等なし)

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 5 件目の申請に係る農地は大字浅井の農地 1 筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は 1, 273 m²、設定の内容は再設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人です。利用目的は田で、設定期間は 5 年、貸借種別は賃貸借で 10 アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えられます。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

小林委員 こちらも、4 件目と同じく再設定ということで、問題ないと思います。

会 長 この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (異議等なし)

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 6件目の申請に係る農地は大字長砂の田4筆で、4筆の合計面積は5,094㎡です。農振区分は4筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字長砂の〇〇〇〇、借受人は大字長砂の〇〇〇〇です。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会 長 私の担当区域ですので、事前調査をしました。この件は再設定でして、これまでどおりの賃借料でいくということです。地目が田となっていますが、ここでは毎年えごまを作っておられます。
この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (異議等なし)

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 7件目の申請に係る農地は大字根安の田2筆で、2筆の合計面積は3,419㎡です。農振区分は2筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は八頭町池田の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字根安の〇〇〇〇です。利用目的は田で、設定期間は3年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。

8件目の申請に係る農地は大字根安の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農

用地区域内、面積は2,853㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字根安の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字根安の〇〇〇〇です。利用目的は田で、設定期間は3年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。これらも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会 長 これらの件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

藪田委員 現地に行って、農地の確認をしました。貸付人にも確認をとりましたところ、再設定ですので、特に変わらないということでした。

職務代理 根安の農地は、図面を見るとすごく良い農地ですね。ここを何人で作っておられるのですか。若桜町の農業法人も入っておられますよね。

藪田委員 個人としては3、4人です。ただ、若桜町の農業法人がほとんどです。あと別の法人が少し入っています。

職務代理 こういう所を守っていこうと思えば、借受人のような人が元気を出してされています。それにあと2、3人で、ここを将来的に守っていく組合みたいなものを作って育てていくのが町の仕事でもあると思うのですが。この辺りをそこらの人がしっかり管理すれば、後継者もできやすいのではないかと思います。逆にそれをしなければ、糸白見も根安もあつという間に全部が耕作放棄地になるという危険性もはらんでいます。

会 長 ここも、若い人、次の担い手がいません。やはり担い手が問題です。

藪田委員 若い人はいますけれども、皆さん勤めです。

会 長 ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。

委 員

(異議等なし)

会 長

それでは、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

9件目の申請に係る農地は大字根安の田2筆と大字須澄の田1筆で、3筆の合計面積は3,020㎡です。農振区分は3筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

藪田委員

大字根安の田は、借受人と貸付人に話を聞き、その通りだということです。田もしっかり鋤いてありました。

津村委員

大字須澄の田も、再設定ですので特に問題はありません。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

10件目の申請に係る農地は大字須澄の田2筆で、2筆の合計面積は1,587㎡です。農振区

分は2筆とも農用地域内、設定の内容は再設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人です。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

津村委員 再設定ですので、特に問題ないと思います。ちなみに、これは2筆に分かれていますけれども、現状は1枚の田です。

会 長 この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (異議等なし)

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 11件目の申請に係る農地は大字吉川の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で、農振区分は農用地域内、面積は360㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字吉川の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字吉川の〇〇〇〇です。利用目的は畑で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

津村委員 これも再設定です。畑になっておりまして、借受人は大豆を作っておられますので、問題ないと思います。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

1 2 件目の申請に係る農地は大字中原の農地 1 筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は 8 4 9 m²、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字中原の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人です。利用目的は田で、設定期間は 5 年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。

1 3 件目の申請に係る農地は、こちらも大字中原の農地 1 筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は 1, 2 2 3 m²、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字中原の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人です。利用目的は田で、設定期間は 5 年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。

1 4 件目の申請に係る農地は、こちらも大字中原の農地 1 筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は 1, 2 1 9 m²、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字中原の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人です。利用目的は田で、設定期間は 5 年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。

1 5 件目の申請に係る農地は、こちらも大字中原の農地 1 筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は 1, 3 0 7 m²、設定の内容は再設定です。貸付人は八頭町宮谷の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人です。利用目的は田で、設定期間は 1 0 年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。

1 6 件目の申請に係る農地は大字中原の田 2 筆で、2 筆の合計面積は 1, 9 9 4 m²です。農振区分は 2 筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字中原の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人です。利用目的は田で、設定期間は 5 年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借

です。これらも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会 長 これらの件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

永原委員 14件目の農地については、今まで他の方に貸し付けておられたのですが、その方がやめられるということで、今度は借受人に貸し付けることとなります。他の4件については再設定ということで、話を聞きましたところ問題はないと思います。

会 長 14件目だけが新規設定で、後は再設定ですか。この辺りはほとんど借受人がされているのですか。

山本推進委員 別の法人が1枚作っておられます。山側の1番上です。

小林委員 借受人がたくさん耕作しているということで、ここもませんかと話をしたのですけれども、これ以上は増やせないということで、別の法人がそこを受けました。

会 長 1枚だけですと、効率が悪くなります。

職務代理 借受人が1枚だけ作るような所と、別の法人が1枚だけ作るような所を交換できたらいいのですが。

小林委員 そういうこともできればと思っています。

会 長 そういった調整もしていかないといけません。

小林委員 仮に若桜町の農業法人が借り受けを断って、別の法人も借り受けないということになりますと、また耕作放棄地が増えることとなります。せっかく圃場整備したことを考えたら、多少無理をして

でも、受けざるを得ない部分があると思っています。

職務代理

とにかく、人がいないということになれば、若桜町の農地について、全部生かすのか、山にある所は還すということを考えていかなければなりません。

会 長

上から見ていって、山に還す農地について判断しなければなりません。この農地は作るようにする、山の上の農地は山に還すといったことをしないとイケません。
ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。

委 員

(異議等なし)

会 長

それでは、申請どおり決定します。
議案第2号、非農地証明申請について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第2号、非農地証明交付申請の承認について、農業委員会の議決を求めます。
申請に係る農地は大字三倉の1筆。地目が登記簿が畑・現況が山林、農振区分が農用地区域外、都市計画区分は都市計画区域外、面積は383㎡です。所有者及び申請者は若桜町大字若桜の〇〇〇〇です。非農地の事由としましては、20年以上前から耕作されておらず、現在は山林化しているというものです。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

盛田委員

現地を見に行きましたところ、杉が植えられています。所有者は農業をされていないようです。西谷の農地は全部、何も作られておらず荒れています。ここまで畑を作るということはしていないので、現在はこの土地をどうするということもなく、林業をしておられる業者が整備しておられる所の一部となっています。

職務代理	町報に載せるのなら、正確に情報を伝えないといけません。昔は〇〇〇〇円もらっていたのに、今はもらわないというようにならないでしょうか。そのうえ、今回の利用権設定等申出の案件を見れば、賃借料の額が昔とかけ離れています。
会 長	最近は、ほとんど無償です。この表をこのまま出したら町民はどう思われるでしょうか。
伊井野委員	何の情報として、町報に載せているのですか。
事務局	農地の賃借料情報の提供についてという名目で、毎年広報わかさ4月号に掲載しております。
職務代理	令和の情報を見ますと、有償よりも無償の件数のほうが多いです。その部分を含め、正確に情報提供しないといけません。
伊井野委員	これの情報提供は、法律に基づいてしているということですか。
事務局	以前から、農業委員会の中では標準額を定めないといけないのではないかという話がありますので、今回、議案として出したということです。そもそも、標準賃借料を定めなければならないという決まりは法律にありません。法律で謳ってありますのは、最高額と最低額、そして賃貸借の平均額については公表しましょうということです。毎年広報わかさに載せているのが現状です。
伊井野委員	平均額には、使用貸借を含めないとしてありますか。
事務局	そこまで細かい部分は書いておらず、確認が必要になるのですけれども、賃貸借における情報提供という書き方をしています。解説を読みましたところ、地域の実態によって、細かい情報の出し方をしてもよいと書いてあります。例えば、この平均額は賃貸借と使用貸借の件数を合わせた平均額というような注釈を入れた載せ方がいいのか、あくまでも賃貸借のみの平均ですというような載せ方をするのかということは、今後の検討課題になると思いますが、そもそも標準額を定めな

ければいけないという認識があることについては、どうなのかなという想いがあります。

会 長 当人同士で決めることですので、指導まではしなくていいのではないのでしょうか。

伊井野委員 賃貸借と使用貸借の件数は、参考値として公表するとすればいいのではないですか。

事務局 今までもこういう形で公表してあります。ただ、誤解を招くのが、平均額が賃貸借のみの平均ということで公表していましたが、使用貸借を合わせたところの平均額という公表の仕方がよいということであれば、そこは変えていこうと思います。

伊井野委員 他町との情報の比較がありますので、他も参考にしながらのほうがいいと思います。

事務局 他町のホームページで同じように賃貸借と使用貸借を分けて表記してあるか確認してみます。もしこのような形で表記してあるなら、若桜町はどうしますかということ相談させてください。

伊井野委員 公表しているのは、資料中の表ではなく単年度分だけの情報ですか。

事務局 単年だけです。前年の1月から12月までの賃貸借で、最高額が〇〇〇〇円、最低額が〇〇〇〇円、そして平均額が〇〇〇〇円と載せています。あと、使用貸借が〇件ありました、という表のみです。

会 長 あくまでも、当人同士ということが重視されるようになっていきます。

事務局 それでは、議案にあります標準額を定めるというのは、取り下げさせていただきます。分かりやすい広報の仕方は、今後検討するというところでいきます。

会 長 今回は、標準額については定めないということで行きたいと思っています。

会 長

議案第4号、令和3年度の目標と活動の点検・評価（案）及び令和4年度の最適化活動の目標等（案）について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第4号、若桜町農業委員会の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和4年度の最適化活動の目標等（案）の決定について、本委員会の議決を求めます。

農業委員会等に関する法律に掲げられる農業委員会の事務の中に、農業委員会の活動の点検・評価や最適化活動の目標の設定という項目があります。先月の定例会で案を示しましたが、変更点がありますので、説明させていただきます。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の変更点としましては、認定農業者の枠が、以前は6名でしたけれども、〇〇〇〇が令和4年3月24日付で新たに認定農業者になりましたので、7名と記載しております。この部分が今回の変更点です。

翌年度の目標とその達成に向けた活動計画だったものが、最適化活動の目標の設定等というものに変わっています。農家・農地等の概要の箇所、認定農業者の数を6名から7名に変更しております。目標についてですけれども、まず権利移動面積につきましては、平成28年度から平成30年度の権利移動のあった農地の実績を入れまして、その約1割を新規参入者への貸付等の面積の目標としております。最適化活動の活動目標についてですが、1人当たりの活動日数を1ヶ月につき6日と入れております。こちらは農地利用最適化交付金の交付要件を踏まえて入れました。活動強化月間の設定と目標ですけれども、農地利用意向調査と農業振興に関する集落座談会の2つを入れております。新規参入相談会への参加につきましては、11月に新規就農者等合同研修会が去年ありましたので、今年も同じ時期にあることを想定して入れております。別表には、推進委員等の担当の最適化活動の目標を入れておまして、若桜地区と池田地区で担当区域の農地面積を分けました。先月の鳥取県農業会議と県の経営支援課の職員の方を招待し研修をしていただきましたけれども、その研修内容を踏まえ、事務局で目標の設定等（案）を作成しました。

6月末までに、決定した活動の点検・評価と今年度の最適化活動の目標の設定等について町のホームページに掲載し、県に報告するというスケジュールとなっております。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

山本推進委員

先月の研修によりますと、日頃の活動について記録しなくてはならないということでしたが、どのように書けばいいのか分かりません。皆さんがどういうふうに記録しておられるのかお聞きしたいと思っています。国や県に従っての活動も大事なことですけれども、若桜町にしたら、農業委員が農家に向かって話をすることが難しいです。

事務局

県の方針としましては、些細な事でも書くようにとのことです。農地に係る仕事は一切ないわけではないというのが国の考えでして、農地の点検や見廻り、農地に関する雑談等でも書いてくださいというのが国の指導です。

茗荷推進委員

農地、農業にちなんだ言葉が出てきたら、書けばいいのではないですか。

事務局

事務局もまだ理解できていないのですけれども、今の流れでいいますと、活動日誌を出すことになっているのであれば、活動項目に合うようなことを活動日誌に書いていただくのですけれども、この中の大項目の活動をやっていないと、交付金をもらえなくなるという感じかと思われます。それで、遊休農地発生防止・解消の中の現地確認という項目があり、これが1番該当しやすいのかなと思っています。記入例があるのですが、農地が荒れていないか確認したということ、圃場に行く途中や外に出かけたついでに、これを主に持ってくるような書き方をするものと思っています。

小林委員

毎月出すのですか。

事務局

毎月出していただかなくてはなりません。そして、取りまとめたものを県に提出します。

小林委員

どういことを書けばいいのかという話ですけれども、事務局で記入例を作ってください、それを基に書いてもらうというのはどうでしょうか。

事務局

それでしたら可能です。

会 長

それで、議案第4号についてはどうしますか。

事務局

議案第4号につきましては、皆さんからの意見等がないようでしたら、これで決定としまして、この内容で県に提出します。

会 長

議案第4号の案については、この内容のとおりで決定してよろしいですか。

職務代理

農家・農地等の概要という箇所ですが、認定農業者以外は0でいいのですか。

事務局

0です。今までは、〇〇〇〇を農業参入法人の枠に入れていましたけれども、今年3月24日付で新たに認定農業者になりましたので、農業参入法人から認定農業者に移ったということで、認定農業者を7名にしております。それ以外は、事務局で把握している限り0です。ただし、認定農業者と農業参入法人を兼ねている場合、どこに表記するかという部分がありますので、確認します。もし違う場合は、変更させていただきます。

会 長

ほかに意見等がありますか。

委 員

(意見等なし)

会 長

それでは、案の内容のとおりで決定しますが、この数値の問題点はどうしますか。

事務局

再度確認します。スケジュール上は、農業委員会が町に毎月提出という表記になっていますけれども、町が県に毎月提出というスケジュールにはなっていないと思います。今後、書き方に関する情報を出していきますが、書ける範囲でひとまず書いていただけたらと思います。

津村委員

活動記録簿の項目に色を付けて、皆さんに配布するほうがいいのではないですか。

6. その他	事務局	わかりました、それはまた提示します。
	小林委員	先月の研修の資料によりますと、1年間の活動記録を来年の4月末までに農業委員会に提出して、5月末までに農業委員会は県に報告するというようになっています。ですから、毎月出すのではなく、1年間分をまとめて出すものと思っていました。
	事務局	いろいろ情報が入ってきて、後で変わる部分もあるかもしれませんが、説明会では毎月出すように言っているものと思います。先月の資料を見ましたところ、確かにそのように書いてありますが、再度確認をしてみます。初めてのことで、情報が知りたくて毎月出すものなのか、そのあたりのことがまだ把握できておりません。これを事務局が取りまとめて、〇人分といったもの出すのではないかと思っています。
	会 長	その他の事項です。 ●次回定例会は、6月10日（金）9：00～に決定。
	会 長	以上で、令和4年度第2回の農業委員会定例会を終了します。